

離婚届

平成 年 月 日届出
長 殿

受理 平成 年 月 日	平成 年 月 日	送 送 平成 年 月 日
第 号	第 号	第 号
送付 平成 年 月 日	第 号	第 号
第 号	第 号	第 号
書類調査	戸籍記載	記載調査
		調査票
		附 票
		住民票
		通 知

記入の注意
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、一通でさしつかえありません。
この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき ➡ 調停調書の原本
審判離婚のとき ➡ 審判書の原本と確定証明書
和解離婚のとき ➡ 和解調書の原本
協議離婚のとき ➡ 協議調書の原本
判決離婚のとき ➡ 判決書の原本と確定証明書

(1) 氏名 (よみかた) 夫 氏名 妻 氏名
生年月日 年 月 日 年 月 日
住所 (住民登録をして) 居住地 番地 号 居住地 番地 号
(よみかた) 世帯主の氏名 世帯主の氏名

(2) 本籍 (外国人のときは(外国籍だけを)書いてください) 籍 本籍地 番地 号
父母の氏名(父母との続き柄(その他の養父母は(書いてください)) 夫の父 母 妻の父 母 続き柄 男 女
離婚の種別 協議離婚 年 月 日成立 年 月 日成立
調停 年 月 日成立 年 月 日成立
審判 年 月 日成立 年 月 日成立

(3) 婚姻前の氏にもとる者の本籍 夫は 妻は 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子
未成年の子の名 氏名 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子
同居の期間 年 月 から 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
同居する前住所 居住地 番地 号 居住地 番地 号

(4) 別居する前の世帯のおもな仕事と 夫の職業 妻の職業
別居する前の世帯のおもな仕事と 夫の職業 妻の職業
1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者(兼用者は5)
4. 3にあってはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
5. 12/54にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯
6. 仕事をしている者のいない世帯
(国務省の定める平成 年1月1日から平成 年3月31日までに出産するときは書いてください)

(5) 夫の職業 妻の職業
(6) 夫の職業 妻の職業
(7) 夫の職業 妻の職業
(8) 夫の職業 妻の職業
(9) 夫の職業 妻の職業
(10) 夫の職業 妻の職業

届出人 夫 妻
住所を定めた年月日 連絡先
夫 年 月 日 妻 年 月 日
電話 ()
自宅 勤務先 [携帯]

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)
署名 印 年 月 日 年 月 日
住所 居住地 番地 号 居住地 番地 号
本籍 本籍地 番地 号 本籍地 番地 号

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
→ 今後も離婚の際に称して氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
→ 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。
(面会交流)
□ 取決めをしている。
□ まだ決めていない。
(養育費の分担)
□ 取決めをしている。
□ まだ決めていない。
未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければなりません。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎印は各自別々の印を押してください。
- ◎届出人の印をご持参ください。

平成 年 月 日 午 時 分受領
夫 □ 免 □ 捺 □ 住 □
妻 □ 免 □ 捺 □ 住 □
その他 □ 無 □
不受理 □ 有 □ 無 □
通知 □ 要 □ 不要 □
使 者 □ 免 □ 捺 □ 住 □
その他 □ 無 □
送付 年 月 日
確認 通知

離婚届

平成12年12月12日届出

鹿児島県鹿屋市長 殿

受理第 第	平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
送付第 第	平成 年 月 日	届出 平成 年 月 日
番付第 第	戸籍記録	記載確定
調査系	刑事系	住民系
通知	送付	届出

本届出中
字削除
字訂正
字加入
E17
E18

(1) 氏名	夫 甲野 一郎 妻 甲野 花子
住所	鹿児島県鹿屋市 共栄町20番1号 本町 共栄ビル301号 甲野 一郎 妻 乙川 大朗
本籍	鹿児島県行徳町 肝付町新富 98 妻の父 乙川 大朗 妻の母 乙川 大朗
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> 新らしい戸籍をつくる
婚姻前の氏に もどる者の本籍	鹿児島県鹿屋市 山下町 11 妻が親権 を行う子 甲野 花子 妻が親権 を行う子 甲野 秋子
未成年の子の 氏名	平成11年 11月 から 平成12年 12月 まで 鹿児島県鹿屋市 共栄町20番1号 共栄ビル301号
同居の期間	鹿児島県鹿屋市 共栄町20番1号 共栄ビル301号
同居する前 の住所	
別居する前 の世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を営んでいる世帯 <input type="checkbox"/> 2 自営業・個人事業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3 企業・個人商店等（官公庁を除く）の常勤労働者世帯で勤め先の従業員が1人から50人までの世帯（日々または1年以上継続して労働契約の更新者を含む） <input type="checkbox"/> 4 3にあてはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員世帯（日々または1年以上継続の雇用者は） <input type="checkbox"/> 5 1から4にあてはまらないその他の仕事を営んでいる世帯 <input type="checkbox"/> 6 仕事を営んでいない世帯
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	夫の養父 甲野 秋男 続柄 養子 妻の養父 甲野 一郎 妻 甲野 花子
届出押印	夫 甲野 一郎 妻 甲野 花子
事件簿番号	

住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
連絡先	電話 0994 (43) 2111 090-2314-5478	

《 離婚届の書き方 》

1. 文字
楷書でいいいかに書いてください。
2. 氏名
離婚届出前の氏名で書いてください。
戸籍に書いてある通りの文字で書いてください。
3. 年号は、明治・大正・昭和・平成で書いてください。
(M・T・S・Hでは書かないでください)
4. 住所
住民登録をしているところを書いてください。
5. 本籍
離婚届出前の本籍を書いてください。
6. 父母
父母がいま婚姻継続中のときは、母の氏は書かずに名だけを書いてください。
養父母についても同じように、その他欄に書いてください。
7. 婚姻前の氏にもどる者の本籍
婚姻前の氏にもどされる場合は、記入してください。
離婚後も同じ氏を使われる場合は、『離婚の際に称していた氏を称する届』を出されてください。
(ただし、旧姓にもどることは難しくなります)
8. 未成年の子の氏名
親権を行う者の欄に、未成年の子の(名だけでなく)氏名を記入してください。
『母の氏を称する入籍』(子の本籍を変更する手続き)は別紙をご覧ください。
9. 証人
協議離婚(裁判所を通さない離婚)のときは、
20歳以上の方が証人として2人必要になります。自署してもらってください。
10. 添付書類・持参するもの
 - 本籍地でない役所に出来るときは、戸籍謄本を添付してください。
 - 国民健康保険証
 - 印鑑(離婚届に押したもの)
 氏が同じでも、別々の印を押してください。
離婚届を出されるときは、夫と妻の印鑑をそれぞれ持ってきてください。